

平成十八年六月十六日受領  
答弁第三一七号

内閣衆質一六四第三一七号

平成十八年六月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての元駐日韓国大使の論文に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての元駐日韓国大使の論文に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の論文の掲載は承知している。

二について

我が国は、遅くとも十七世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられ、明治三十八年以降も、同年一月二十八日の閣議決定に基づき竹島を島根県に編入して竹島を領有する意思を再確認した上で、竹島を実効的に支配してきた。

三について

竹島であしか漁業を営んでいた中井養三郎が、明治三十七年九月二十九日に提出した「りゃんこ島領土編入並二貸下願」を受け、政府は、明治三十八年一月二十八日の閣議決定により、竹島を「島根県所属隠岐島司ノ所管」とした。この閣議決定及び同年二月十五日の内務大臣訓令に基づき、島根県知事は、同月二十二日、竹島を「本県所属隠岐島司ノ所管」と定める旨告示した。

四から七までについて

御指摘の記述等については政府の見解とは異なる。